

団体活動に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学生の団体活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の結成)

第2条 団体結成の要件は、次のとおりとする。

(1) 本校の専任教員を顧問とすること。

(2) 代表者1人を定め、部員名簿を添えて届け出をし、校長の承認を得ること。

(活動の場所)

第3条 団体が平常使用している場所以外の学内施設を使用するときは、事務局学生支援係へ届け出ること。

(保険の加入)

第4条 学内での活動中に起きた災害・傷害の事故については、入学時より加入している学生生徒災害傷害保険を適用することができる。しかし、学外で起きた災害・傷害の事故については適用外となるため、日常的に学外で活動する団体は、ボランティア保険やスポーツ安全保険等の加入を勧める。

(印刷物の掲示、配布)

第5条 団体が学内において、印刷物を掲示・配布しようとするときは、その内容について顧問の承認を得ること。また、印刷物を掲示・配布場所については、関係する学科の指示に従うこと。

(団体活動の停止又は解散)

第6条 校長は次のいずれかに該当する場合に、団体活動の停止又は解散を命ずることができる。

(1) 学則に違反したとき。

(2) 運営が適正でないとき。

(団体活動の変更、解散)

第7条 団体の活動内容を変更する場合や、団体を解散する場合は、事務局学生支援係へ届け出ること。

附 則

この規則は平成29年4月1日より施行する。